MIC Ministry of Internal Affairs

独立行政法人の契約状況の点検・見直し結果について

平成22年5月21日

閣議決定(21年11月17日)

各法人に監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、同委員会と政務三役による徹底した点検・見直しを実施。

点検・見直し結果の概要

1 競争性のない随意契約

- ○競争性のない随意契約 約6,552億円のうち、約2,765億円(42%)を一般競争入札等に移行
- 〇契約相手方が公益法人等で再委託(再委託率50%以上)を実施している5法人37件 約6.4億円のうち、36件約6.3億円を競争性のある契約へ移行又は契約を取りやめ
- 〇契約価格の妥当性について、他の取引実例に照らして点検するなど22法人で1,153件 約189億円の契約を見直し

【今後の課題】

- 事業仕分けの結果やいわゆる「持参金型」「人質型」「創業型」と疑われる事案等の再就 職に関する調査における国と政府関連公益法人等との契約関係の調査結果を踏まえ、 更に見直しを実施
- 再委託率が高率(50%以上)の契約については、原則として競争性のある契約へ移行
- 同一の業者と競争性のない随意契約を継続する場合、価格交渉を定期的に行うなど、 更に費用低減のための努力を徹底し、契約監視委員会による確認を行う

2 一者応札・応募

一者応札・応募案件約6,578億円のうち、約5,892億円(90%)について契約条件の見直し (実績要件や実質的に物品を特定する仕様の見直しなど)等を実施

【今後の課題】

- 22年度中に一者応札等の原因となっている競争排除的な入札条件等を根絶すべく取組 み、フォローアップ
- 点検の結果、見直しがなかったものについては更に見直しの余地がないか検証
- 公募を経て随意契約となっている契約について、原則一般競争入札に移行する方向で 更に見直しを実施
- 多くの入札者の参加を促し、競争性を確保するため、事前説明会を原則行う
- 一者応札・応募となった案件については、実質的な競争性を確保するため、事後点検を すべての法人で行う

3 契約監視委員会

監事のほか、大学教授、公認会計士、弁護士等で構成

【今後の課題】

○ 今後の各法人の見直しが適切なものとなっているかについて、引き続き契約監視委員会で点検を行う。その際、民間企業の購買・調達部門の経験者の意見を活用することも考えられる。